

第 6 章

安全、快適なまちづくり

第 1 節 道路整備の促進

第 2 節 港湾整備の促進

第 3 節 街並み環境整備の促進

第 4 節 生活環境基盤整備の促進

第 5 節 情報基盤整備の促進



第1節

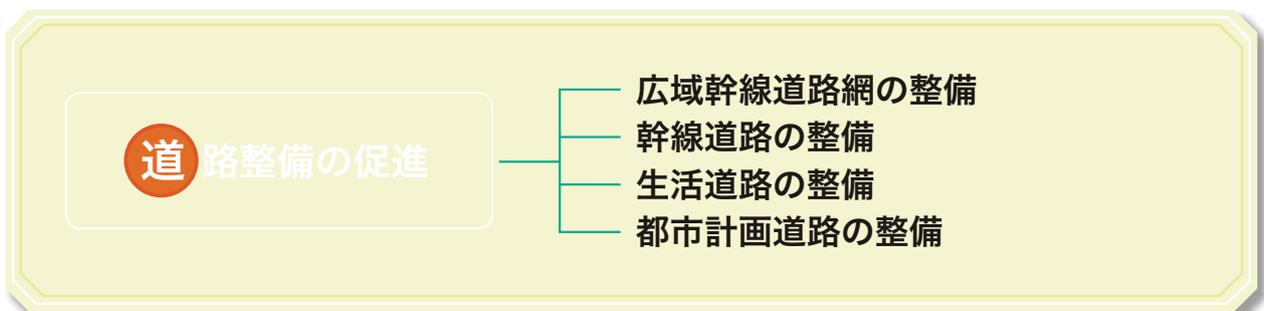
道路整備の促進



現状と施策目標

- 当地域の高速交通網の整備は極めて遅れており、地域間交流、企業誘致、観光の連携等の妨げになっていることから、広域幹線道路網の整備を促進する必要があります。
- 広域的な生活圏域を形成するとともに、地域の生活環境の向上を図るうえで重要な道路である主要地方道等の幹線道路の整備は、県内他地域と比べて立ち遅れている状態にあります。
- 市民生活の基盤である生活道路の整備について、市街地や周辺部での利便性や安全性等生活環境の向上を図りつつ、計画的な市道の改良整備を進める必要があります。
- 都市の骨格である都市計画道路の必要性は高いにもかかわらず、整備率は依然として低い状況にあり、交通渋滞の解消、快適な市街地の形成による市民の利便性向上が不可欠となっています。
- 八戸・久慈自動車道と三陸北縦貫道路の連結による、太平洋岸の幹線ネットワークの構築及び国道281号の抜本的な改良による、県内90分交通ネットワークの実現を目指します。
- 主要地方道等の幹線道路の整備促進により、救急医療の広域連携によるアクセスの向上、産業経済の振興、地域間交流促進、停滞する地域の活性化等を推進します。
- 生活基盤道路の整備においては、地域住民の交流・連携の促進、ひとに優しいみちづくり、だれもが快適で安全・安心に生活できる交通環境の創出を目指します。
- 都市計画道路の整備により、交流の円滑化・健全な市街地形成の促進とともに、都市機能の充実に努めます。

施策の体系





施策の方向



1-1 広域幹線道路網の整備

(1) 八戸・久慈自動車道の整備促進

八戸・久慈自動車道は、東北縦貫自動車道八戸線や、東北新幹線八戸駅を最短で結ぶ極めて重要な路線であり、地域間交流、企業誘致、観光等の連携を構築するうえで大きな波及効果が期待されることや、災害時における緊急輸送路の確保が必要なことから、事業中である「久慈北道路」の早期完成と、久慈市侍浜町から青森県階上町間（約22km）の基本計画区間から整備計画区間への早期組入れについて継続して要望します。

(2) 三陸北縦貫道路の整備促進

三陸北縦貫道路は、三陸縦貫自動車道と有機的に連結し、太平洋岸の幹線ネットワークとしての役割を担う道路であることから、八戸・久慈自動車道との連結を念頭に、整備促進を継続して要望します。

(3) 国道281号の整備促進

県内90分交通ネットワークの実現に向け、国道281号平庭トンネルの早期着工と抜本的改良整備が必要不可欠であることから、改良整備を継続して要望します。

1-2 幹線道路の整備

交流人口の拡大に重要な役割を果たす、主要地方道等の幹線道路の整備について、県内他地域と比べ立ち遅れている状況にあり、当

地域の産業振興の妨げとなっていることから、主要地方道及び一般県道の改良整備促進を継続して要望します。

また、県代行事業での市道の整備促進についても引き続き要望を行います。

1-3 生活道路の整備

市民の道路整備に対する要望は多く、市民のだれもが安全・安心で良好な生活環境を確保する道路網の整備促進に努めるとともに、幹線道路との連携に努めます。

また、不特定多数の市民が利用する既存の道路、橋梁の老朽化も進行しており、適切な改良整備、日常の適切な維持管理に努めるとともに、地域の特徴を生かした、市民と行政の協働による道路維持補修の積極的な推進に努めます。

1-4 都市計画道路の整備

市内の主要幹線道路の交通安全と円滑化等交通環境を改善するとともに、健全な市街地形成を促進するため、街路整備事業を推進します。

主要事務事業

- ・八戸・久慈自動車道整備事業（国）
- ・三陸北縦貫道路整備事業（国）
- ・国道整備事業（国）
- ・県道整備事業（県）
- ・市道整備事業
- ・街路整備事業
- ・電線類地中化事業
- ・市民協働道路維持補修事業（再掲）

第2節

港湾整備の促進



現状と施策目標

- 平成18年度に当市初の港湾利用型の企業が立地操業を開始していますが、高波等により荷役作業に支障をきたすなど、その解消等に向けて安全・安心な港湾の整備が必要となっています。
- 湾口防波堤の建設は、津波対策、港内静穏度の向上、静穏域の創出などのため平成2年に着工されていますが、平成22年度末の進捗率は24%に留まっており、その早期完成が望まれています。
- 久慈港の取扱貨物量は平成5年の150万トン进行ピークとし、平成21年には約17万トンまで減少している状況であり、港湾の利用促進を図る必要があります。
- 海に開かれた当市において久慈港を利活用しての産業振興を図るため、港湾機能の整備・拡充に努めます。
- 津波・高潮から市民の生命と財産を守り、また、船舶の航行や荷役作業の安全の確保、国家石油備蓄基地の保全、静穏域の活用による産業振興などを推進するため、湾口防波堤の建設促進に努めます。
- 港湾の利用促進を図るため、積極的なポートセールスとともに港湾利用型の企業誘致に取り組み、物流の活性化及び大型船等の寄港誘致に努めます。

施策の体系

港湾整備の促進

港湾施設の整備
湾口防波堤の整備促進
港湾の利用促進



施策の方向



2-1 港湾施設の整備

港湾機能の整備・拡充に向け、県と連携して港湾施設の整備を行い、久慈港を利用した産業振興に努めます。

また、国土交通省のみなとオアシスの指定を受けたもぐらんぴあ周辺で、植栽やイベント等を行うことにより、市民が集う水辺空間の創出を図ります。

2-2 湾口防波堤の整備促進

市民の生命と財産を守る湾口防波堤の建設の意義など港湾整備の重要性について、講演会や湾口防波堤の見学会などを通じ、多くの市民に理解を深めてもらうとともに、国や県に対し建設促進のための要望活動を行います。

また、創出される静穏域の活用方策についても、検討を進めます。

2-3 港湾の利用促進

既存ユーザーのフォローアップを行い、新規荷主獲得のためのポートセールスを積極的に展開するとともに、港湾利用型企業の誘致にも取り組み、入港船舶数や貨物取扱量の増加に努め、物流の活性化を図ります。

主要事務事業

- ・ 湾口防波堤建設事業（国）（再掲）
- ・ 港湾整備事業（県）
- ・ 港湾利用促進事業
- ・ 久慈湾総合開発推進事業
- ・ 久慈湾景観形成推進事業（再掲）



第3節

街並み環境整備の促進



現状と施策目標

- 市街地の空洞化や核家族化の進展に伴い、住宅地が周辺市街地に移転しており、一部周辺市街地では、無秩序な宅地化が進行し、快適な住環境が確保されていない地域があります。
- 居住水準の改善を図るため公営住宅の計画的な改修等を行うとともに、住民が安全・安心して暮らせる快適なまちづくりを進める必要があります。
- 市民が憩い、安らぎ、交流する場として、また、スポーツ・レクリエーション活動など健康づくりや地域活動の場として、公園・緑地などの整備を行う必要があります。
- 調和のとれた秩序ある地域づくりを進めるため、自然環境や都市景観に配慮し、伝統・文化など、地域の特性を生かした魅力あふれる快適な街並みの創造に努めます。
- 快適で安全・安心な住宅の供給と、良好な居住環境の計画的整備に努めます。
- 公園や緑地については、自由な利用の場であるだけでなく、地区のイベント会場、交流の場、高齢者等の健康増進の活動空間となる、市民生活に必要なコミュニティー施設であることから、整備及び維持管理に努めます。

施策の体系

街並み環境整備の促進

- 秩序ある地域づくり
- 住環境の向上
- 公園・緑地の整備





施策の方向



3-1 秩序ある地域づくり

(1) 計画的土地利用の促進

定期的に都市の動向を把握しながら、長期的な視野に立った計画的な土地利用を促進します。

(2) ユニバーサルデザインによる住環境の整備

人口減少や少子・高齢社会に対応し、かつ、障害を持つ人々も安心して生活できるようなユニバーサルデザイン（※）と都市防災に配慮した住環境の整備に努めます。

(3) 都市基盤の整備

中心市街地が、久慈広域都市圏の中心拠点にふさわしい魅力ある地域になるよう、都市基盤の整備に努めます。

(4) 周辺市街地の整備

周辺市街地の住宅地については、都市基盤や生活環境施設を効率的かつ計画的に整備し、土地の高度利用を促進します。

3-2 住環境の向上

住宅マスタープラン（住生活基本計画）に基づき、急速な少子高齢化や社会経済情勢の変化に対応し、市民の豊かな住生活を実現するために、地域環境や福祉施策及び住宅ストックを活用した住宅政策の展開を図ります。

市営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、良好な維持管理及び建替計画

の実施を行うほか、民間木造住宅の耐震診断支援事業及び耐震改修促進事業を継続実施し、市民が安全・安心に暮らせる快適なまちづくりを推進するとともに、住みよい中心市街地を形成し、定住人口の増加や商業活動の活性化に寄与する住環境の整備に努めます。

3-3 公園・緑地の整備

市民が憩い、交流できる都市公園や緑地の整備促進に努め、自由に利用してもらうほか、地区のイベント会場、交流の場、高齢者等の健康増進活動の場を提供します。

また、公園の適正な維持管理を図るため、都市公園台帳の整備を進め、老朽化が進んだ公園施設について、利用形態を調査検討し、計画的な施設及び遊具の改修・改善・更新に努めます。

主要事務事業

- ・公園施設長寿命化計画策定事業（都市公園台帳の整備、公園施設改修・改善計画の策定）
- ・都市公園安全安心対策総合支援事業（公園施設改修・改善事業）
- ・木造住宅耐震診断支援事業
- ・木造住宅耐震改修工事助成事業
- ・住宅リフォーム奨励事業（再掲）

※ユニバーサルデザイン

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害や能力などを問わずに利用することができる施設、製品などの設計のこと。

第4節

生活環境基盤整備の促進



現状と施策目標

- 水の安定的な供給を図るため、老朽施設の更新整備や効率的な施設統合を行う必要があります。
- 当市の汚水処理は、公共下水道事業、集落排水事業及び浄化槽整備により進めていますが、平成21年度末の汚水処理人口普及率は47.3%、水洗化人口割合については、29.6%と県内他地域と比べ低位となっています。
- 市街地は、久慈川、長内川の増水時に堤内地の排水不良により、浸水被害を受ける状況にあることから対策が求められています。
- 「清浄で豊富低廉な水」の供給が水道事業の責務であり、災害に強く、安定した供給体制を確保するため、老朽施設の更新整備や簡易水道統合整備を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に努めます。
- 公共下水道等の整備を促進し、汚水処理人口普及率及び水洗化人口割合の向上を図り、公共用水域の水質保全と生活環境の改善に努めます。
- 浸水被害の多い地区を優先して、浸水対策を図り、安全で安心なまちづくりに努めます。

施策の体系

生活環境基盤整備の
促進

安定した給水体制の確保

公共下水道等の整備



施策の方向



4-1 安定した給水体制の確保

(1) 水道施設の整備

水の安定した供給を確保するため、災害に強い施設整備を目指して、老朽施設の計画的な更新と、効率的な簡易水道の統合整備を図ります。

(2) 小規模飲用水供給施設の整備

水道未普及地域において、地域住民組織が主体となって保持管理する小規模飲用水供給施設の整備を促進し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ります

4-2 公共下水道等の整備

(1) 公共下水道等の整備

汚水処理対策については、公共下水道等の整備を効率的に図り、普及率及び水洗化人口割合の向上に努めます。

また、雨水排水対策については、浸水被害歴等を勘案して、計画的な強制排水施設等の整備に努めます。

(2) 浄化槽の整備

公共下水道整備計画区域外及び集落排水整備区域外の地区においては、浄化槽の整備を引き続き促進し、市内全域の公共用水域の水質保全と生活環境の改善に努めます。

主要事務事業

- ・ 水道施設更新整備事業
- ・ 山形地区簡易水道統合整備事業
- ・ 小規模飲用水供給施設整備事業
- ・ 公共下水道整備事業
- ・ 漁業集落排水事業（再掲）
- ・ 浄化槽整備推進事業
- ・ 下水道水洗化促進事業



第5節

情報基盤整備の促進



現状と施策目標

- 当市は、情報基盤の格差是正を目的に、平成17年度に国庫補助事業の採択を受けて「夢ネット事業」を実施し、光ファイバによる地域公共ネットワークを整備しています。
- 日常生活に欠かせない携帯電話の通話エリアは、不感地域が多く存在しています。住民の要望も大きく、事業者への要望を継続していますが、採算性の問題からエリア整備は難しい状況にあります。
- 夢ネット事業で整備した光ファイバ網の有効活用に努めます。
- 全市民が地上デジタル放送を受信できるよう、テレビ難視聴地域の解消に努めます。
- 携帯電話事業者への要望を継続しながら通話エリアの拡大に努めます。

施策の体系

情報基盤整備の促進

テレビ難視聴地域の解消

携帯電話通話エリアの拡大





施策の方向



5-1 テレビ難視聴地域の解消

難視聴地域を解消するため、既設の共同受信施設の改修や夢ネット事業により整備した光ファイバ網を活用した新たな技術等による解消策の検討に努めます。

5-2 携帯電話通話エリアの拡大

夢ネット事業で整備した光ファイバ網の開放を提案しながら、エリア整備の要望を継続します。

また、光ファイバ網の活用策を検討し、通信事業などの地域情報化の推進に努めます。

主要事務事業

- ・夢ネット事業
- ・テレビ難視聴地域解消事業
- ・携帯電話不感地域解消事業

